

順態度的脅威が様々な態度位置の受容に及ぼす効果

山香玲子・深田博己

Effect of attitude-consistent threats on the acceptance of various attitudinal positions

Reiko Yamaka and Hiromi Fukada

The present study was designed to investigate the use of "acceptance of forbidden position" and "acceptance of forced position" as indices of psychological reactance. This study dealt with threats of attitude-consistent persuasion. Subjects were 82 university students who were eligible for this experiment, and they were randomly assigned to high and low threat conditions. We also prepared a control condition in which no persuasion was given. The procedures of the experiment were as follows: (1) pre-measurement of dependent variables, (2) manipulation of the threat variable and presentation of a persuasive message, (3) post-measurement of dependent variables. The main dependent variables were attitude change toward death with dignity, acceptance of various positions for death with dignity, and subjective responses to reactance (hostility toward the sender, attractiveness of the forbidden behavior, and self-direction). The present study hypothesized that (1) subjects under the high threat condition would show less attitude change toward the advocated position than subjects under the low threat condition, (2) subjects under the high threat condition would show more subjective responses than subjects under the low threat condition, and (3) subjects under the high threat condition would show higher tendency in accepting "forbidden position" and lower tendency in accepting "forced position". However, our experimental results showed consistent with the hypothesis only for hostility toward the sender.

Key words: psychological reactance, persuasive communication, attitude-consistent threat, forbidden position, forced position

キーワード：心理的リアクタンス、説得的コミュニケーション、順態度的脅威、禁止された立場、強制された立場

問　題

1. 心理的リアクタンスの理論概要

心理的リアクタンスとは、「失われた自由を回復しようとする動機づけ状態」と定義される。人はある行為を禁止され自由に行えなくなると、自由を回復するために禁止された行動をあえて行うようになる。また、反対にある行為を強制されることでも、行動の自由は脅かされ、リアクタンスが喚起されて強制された行為を行う傾向は減少する（今城, 2001）。このようにある行為の遂行と抑制に関して他者から行われる働きかけは、行動の自由に対する脅威と認知される場合がある。自由を侵害されたとの認知はリアクタンスを喚起させ、それは他者が意図した方向とは逆の方向へと個人を動機づける（今城, 2002）。

日常生活においても心理的リアクタンス理論（Brehm, 1966; Brehm & Brehm, 1981）によって説明できる現象はよく見られる。例えば学校での規則には反抗したことや、「勉強しなさい」と口うるさく言われば、しようと思っていても途端にしたくなってしまうことなどが挙げられる。リアクタンス理論は説得と態度変化の研究領域にも適用され得る。すなわち、ある立場をとるよう強い圧力をかける説得は、受け手の態度の自由を脅かし、リアクタンスを喚起させる。その結果、態度の自由を回復するために、受け手は唱導された立場を拒否するように動機づけられる。

2. リアクタンス喚起の指標

心理的リアクタンスを測定する場合、心理的リアクタンスは動機づけ状態であるので直接的に測定する方法ではなく、リアクタンス喚起は表出された反応（外示的反応および内面的反応）への影響から推測される。動機づけとしてのリアクタンスには2つの直接的効果がある。第1にリアクタンスは、失われた自由の回復を試みるように個人を駆り立て、自由回復行動を生み出す。第2に、禁止された行動の魅力の増大、自由侵害者への敵意の生成、自己支配感の増大、といったリアクタンスの主観的反応を生み出す（今城, 2001）。したがって、リアクタンスの測定は自由回復行動とリアクタンス喚起の主観的反応の測定によって行われる。

リアクタンス喚起の最も明白な証拠は自由回復行動である。しかし、実際の実験では、態度変化や行動変化などの自由回復行動はなかなか検出できない。なぜならば、「リアクタンスによる抵抗が生じるのは、自由に関する前提条件が満たされ、しかも自由への脅威が強すぎない場合だけ」だからである（今城, 2002）。また、態度変化や行動変化は承諾力と対抗力の合力の結果であるので、リアクタンスが喚起されても対抗力が承諾力を下回った場合の行動的効果は検出できない。一方、リアクタンス喚起の主観的反応は、自由回復行動の有無を問わずリアクタンスの頑健な測度であるが、リアクタンス喚起の直接的な指標ではなく、動機を予測する間接的、2次的な指標であると見なすべきである（今城, 2001）。

3. リアクタンス喚起の新たな指標

自由回復行動やリアクタンス喚起の主観的反応には上記のような問題点があるため、態度変化や

意見変化といった自由回復行動には差がみられないような場合でも、リアクタンスの効果を直接検出できるような敏感な指標が必要である。今城（1995）はリアクタンス喚起の新たな指標として、説得的コミュニケーションによって禁止された諸立場を受容する傾向に注目した。自由を脅かされた立場に賛成する傾向は、説得への抵抗そのものであり、禁止された立場をとろうとする自由回復行動であり、この傾向が唱導された立場をとろうとする傾向を上回ればブーメラン効果がもたらされるという意味で、態度変化に直結する反応である。

今城（1995）は、この「禁止された諸立場の受容度」がリアクタンス喚起の指標として有用かどうかを検討した。今城（1995）は、リアクタンスの効果が態度変化に見られない場合でも、リアクタンスが、説得的コミュニケーションが禁止した立場への受容度を増大させると考え、実験を行った。実験計画は、2つの実験条件（脅威大条件と脅威小条件）と統制条件の3水準1要因計画であり、事前事後測定計画であった。主な従属変数は、話題についての意見、リアクタンス喚起の主観的反応（実験群のみ）、禁止された立場の受容度であった。実験の結果、意見変化については、脅威小条件と脅威大条件で差がなく、ともに統制条件よりも大きい説得方向への変化がみられた。一方、禁止された立場の受容度については、脅威大条件の方が脅威小条件よりも受容度が高かった。これらの結果は、順態度的脅威によって喚起されたリアクタンスの効果が、意見変化で見られない場合にも、禁止された立場の受容度には見られることを示すものであり、リアクタンス喚起の新たな指標として「禁止された諸立場の受容度」の有用性が証明された。

4. 今城（1995）の改善点と本研究の目的

本研究では、今城（1995）の「禁止された諸立場の受容度」という指標と、今回新たに提案する「強制された諸立場の受容度」という指標の有用性を、今城（1995）の実験方法に一部改良を加えた上で検討することを目的とする。

今城（1995）の実験方法の問題点として、指標の測定方法が挙げられる。今城（1995）では、禁止された諸立場についての指標は説得後受容度（事後測定値）であったが、禁止された諸立場についての受容度の変化（事後測定値－事前測定値）を指標とすれば、禁止された立場をとろうとする傾向を、より正確に測定することができるであろう。よって本研究では、禁止される諸立場の受容度を事前だけでなく事後でも測定し、禁止される諸立場についての受容度が説得の前後でどう変わるかを検討する。また、説得によって強制される諸立場の受容度も、禁止される諸立場の受容度と同様に事前事後で測定し、説得の前後での受容度の変化を検討する。

仮説1. 自由に対する脅威が大きいほど唱導方向への意見変化は小さいであろう。すなわち、脅威大条件では、唱導方向への意見変化が減少すると予測される。

仮説2. 自由に対する脅威が大きいほどリアクタンス喚起の主観的反応は大きいであろう。すなわち、脅威大条件では、禁止された行動の魅力、送り手に対する敵意、自己支配感情が増大すると予測される。

仮説3. 自由に対する脅威が大きいほど、話題の諸立場に対する受容度には説得への抵抗が見られるであろう。すなわち、脅威大条件では、強制された諸立場の受容度は減少し、禁止された諸立場の受容度は増大すると予測される。

方 法

1. 実験計画

説得メッセージを提示する実験群に関しては、2 水準の脅威要因（脅威大条件と脅威小条件）による 2 水準 1 要因被験者間計画であった。また説得メッセージを提示しない統制群も設けた。主要な従属変数については事前事後測定計画を採用した。

2. 被験者

大学生男女 86 名（男性 52 名、女性 34 名）を 2 実験群と 1 統制群に無作為配置した。無作為配置の手続きは 3 種類の小冊子の無作為配布によって行った。86 名のうち、説得話題「尊厳死」に対する初期立場が「反対」の 3 名は、尊厳死賛成を唱導する説得メッセージが順態度的脅威とならないので除外し、また、初期立場が「賛成」でも尺度端の 1 名は、天井効果のため一方向への態度変化しか測定できないので除外した。その結果、初期立場が賛成あるいは中立の者 82 名（男性 50 名、女性 32 名、平均年齢 21.5 歳、 $SD=0.57$ ）を分析の対象とした。条件ごとの被験者数は、脅威大条件が 29 名（男性 13 名、女性 16 名）、脅威小条件が 25 名（男性 15 名、女性 10 名）、統制条件が 28 名（男性 22、女性 6 名）であった。

3. 実験手続き

本実験では、今城（1995）が作成した実験材料に若干の修正を加えたものを使用した。

(1) 第 1 セッション

第 1 セッションは、実験操作の 1 週間前に「態度の諸特性とメッセージ評価に関する調査」というタイトルの質問紙を使用して事前測定を行った。尊厳死の是非に対する意見とその確信度、話題重要性、尊厳死に対する諸立場の受容度を測定した。

(2) 第 2 セッション

第 2 セッションは、「態度の諸特性とメッセージ評価に関する調査」というタイトルの 3 種類の小冊子を使用して実施した。尊厳死賛成を主張する説得メッセージ（順態度的脅威）を印刷媒体によって提示した。実験群（脅威小条件と脅威大条件）の被験者は、説得メッセージを読んだ後に事後測定用質問紙に回答した。主な測定項目は、尊厳死の是非に対する意見、尊厳死に対する諸立場の受容度、リアクタンス喚起の主観的反応、脅威認知であった。測定尺度は全て 1 から 7 までの 7 段階評定であった（4 は中立点）。統制群の被験者は、質問紙への回答のあとにフィラー・メッセージである説得メッセージを読んだ。統制群に説得メッセージを読ませた理由は、実験群との実験時間のずれを防ぐためであり、説得メッセージ後のフィラー質問に対する回答は分析の対象としなかった。

4. 従属変数

(1) 尊厳死の是非に対する意見【事後一事前の変化得点】

「あなたは植物状態に陥った人の尊厳死に賛成ですか、反対ですか」に対して「絶対に反対 1—絶対に賛成 7」で回答させた。

(2) 確信度【事前得点】

「あなたは尊厳死の是非について自分の考えにどれくらい自信がありますか」に対して「全く自信がない1—非常に自信がある7」で回答させた。

(3)話題重要性【事前得点】

「あなたにとって尊厳死の是非という問題は重要ですか、それとも重要ではありませんか」に対して「全く重要でない1—非常に重要である7」で回答させた。

(4)尊厳死に対する諸立場の意見の受容度【事後—事前の変化得点】

「尊厳死には絶対に賛成である」、「尊厳死にはどちらかといえば賛成である」、「尊厳死に賛成するか反対するかは今は決められない」、「尊厳死にはどちらかといえば反対である」、「尊厳死には絶対に反対である」という5つの諸立場のそれぞれに対して「全くあてはまらない1—完全にあてはまる7」で回答させた。

(5)リアクタンス喚起の主観的反応【事後得点】

禁止された行動の魅力、送り手への敵意、自己支配感に関してそれぞれ4項目で測定し、4項目の得点の平均を各尺度得点とした。各尺度得点の α 係数は、禁止された行動の魅力で $\alpha=.89$ 、送り手への敵意で $\alpha=.68$ 、自己支配感で $\alpha=.83$ であった。

禁止された行動の魅力:「この意見文の著者の主張を疑うこと」、「著者の主張に反論すること」、「著者の言うとおりにせず、逆らうこと」、「著者の意見と違う立場を取ること」に対して「全く魅力がない1—非常に魅力がある7」で回答させた。

送り手への敵意:「あなたは、著者に好感を持てますか。私は著者を」に対して「非常に嫌い1—非常に好き」、「あなたは著者を、魅力のある人物であると思いますか。それとも魅力のない人物であると思いますか」に対して「全く魅力がない1—非常に魅力がある7」、「あなたは著者に敵意を感じますか」に対して「全く敵意を感じない1—非常に敵意を感じる7」、「あなたは著者に親しみを感じますか」に対して「全く親しみを感じない1—非常に親しみを感じる7」で回答させた。
「好き」、「魅力」、「親しみ」の3項目は、逆転項目であり、得点化の方向を逆転させた。

自己支配感:「この問題を私がどう考えるかについては、誰にも口をはさまれたくない」、「この問題を私がどう考えるかについては、誰にも指図されたくない」、「この問題を私がどう考えるについては、すべて自分で決めたい」「この問題を私がどう考えるかについては、絶対に、誰にも干渉されたくない」に対して、「全あてはまらない1—完全にあてはまる7」で回答させた。

(6)脅威認知【事後得点】

「この意見文から、押し付けがましさは感じなかった」、「この意見文の著者は自分の意見を人に押しつけようとした」、「この意見文のおしつけがましさは、限度を超えていた」、「著者には読者の意見を尊重する姿勢が欠けている」の4項目に対して「全くあてはまらない1—完全にあてはまる7」で回答させた。4項目の平均を脅威認知得点とした。

5. 説得メッセージ

被験者は「尊厳死」に賛成の立場を主張する約1500字の文章を読んだ。説得の送り手は「ある大学の教員」と紹介した。脅威小条件の説得文は、主張（「私は尊厳死には賛成である」）、論拠（「尊厳死を求める気持ちは人間として自然な感情である」、「尊厳死の容認は時代の流れである」）、逆側

立場への批判や結論（「尊厳死に対する決定的な反論は見当たらない」、「以上のことから考えて、私は尊厳死に賛成である」）から構成された。脅威大条件ではこれらの各部分に、態度の自由に脅威を与えるための高圧的表現（「これ以外の結論はありえない」、「反対すべき理由はなに一つない」、「尊厳死には賛成すべきである」など）を13ヶ所に加えた。

結 果

1. 事前測定における意見（初期意見）、話題重要性、確信度

意見（初期意見）の平均（標準偏差）は4.60（0.75）であり、話題重要性と確信度の平均（標準偏差）は、それぞれ3.63（1.38）と4.90（1.27）であった（1～7までの7段階評定：数値が大きいほどその傾向が大きい）。初期意見と確信度については、尊厳死に対して「どちらかといえば賛成」でその意見を「どちらかといえば確信」としていると判明したが、話題の重要性については「どちらともいえない」という結果になった。話題の重要性が低いものの、順態度的脅威の場合のリアクタンス喚起の必要条件はある程度満たされていると考えられる。

また、それらの3つの得点に関する3条件間の比較を行うため、1要因3水準の分散分析を行ったところ、初期意見は $F(2,79)=0.63$ 、話題重要性は $F(2,79)=1.70$ 、確信度は $F(2,79)=0.85$ となり、いずれも3条件間に有意差はなかった。すなわち、操作以前には3条件は等質であり、被験者の無作為配置は成功していたと言える。

2. 自由への脅威操作の有効性

事後に測定した脅威認知得点の平均値（標準偏差）は、脅威小条件で3.30（0.91）であり、脅威大条件で4.30（1.15）であった。脅威認知は脅威小条件に比べて脅威大条件で有意に大きかった（ $t(52)=2.57, p<.05$ ）。脅威認知は脅威大条件で有意に増大しているので、このことから本実験での自由への脅威操作は有効であったと考えられる。

3. リアクタンス喚起の主観的反応

送り手への敵意得点、禁止された行動の魅力得点、自己支配感得点のそれぞれに関して、脅威小条件と脅威大条件の間の比較を t 検定によって行ったところ、送り手への敵意得点でのみ脅威小条件と脅威大条件の間に有意差がみられた（表1）。送り手への敵意は脅威小条件に比べて脅威大条件で有意に増大したが、禁止された行動の魅力と自己支配感は条件間に有意差がみられなかった。

4. 尊厳死に対する意見変化

意見変化得点は事後得点と事前得点の差であり、数値が大きいほど唱導方向への意見変化が起こったことを示す。意見変化得点の条件別平均と1要因3水準の分散分析の結果を表2に示した。

表1. リアクタンスの主観的反応の検定の結果

リアクタンスの主観的反応	平均（標準偏差）		t 値($df=52$)
	脅威大	脅威小	
送り手への敵意	4.08 (0.67)	3.66 (0.71)	2.29 $p<.05$
禁止された行動の魅力	3.86 (1.02)	3.67 (0.97)	0.71 ns
自己支配感	3.91 (1.25)	3.95 (1.22)	0.11 ns

表2. 意見変化の平均(標準偏差)および分散分析の結果

	平均(標準偏差)		<i>F</i> 値 <i>df</i> =2,79	
	統制	脅威大		
意見変化	-0.17 (0.18)	0.44 (0.18)	0.39 (0.19)	2.05 ns

分析の結果、条件間に有意な差はみられなかった。

次に、尊厳死に対する初期意見（事前測定）を共変量とし、意見変化得点を従属変数として共分散分析を行った。その結果、3条件間に有意差が見いだされたが ($F(2,78)=3.41, p<.05$)、多重比較を行ったところ、どの条件間にも有意差を見いだすことができなかった。

5. 尊厳死に対する諸立場の受容度の変化

事前および事後で測定した5つの立場に関して、変化得点（事後得点－事前得点）を立場ごとに求めた。これらの立場ごとに1要因3水準の分散分析を行った結果、いずれの立場でも条件間に有意差は見られなかった（表3）。

表3. 各立場ごとの受容度の変化の平均(標準偏差)および分散分析の結果

	平均(標準偏差)		<i>F</i> 値 (<i>df</i> =2,79)	
	脅威大	脅威小		
絶対に賛成である	0.55 (1.91)	0.52 (1.66)	0.29 (1.70)	0.19 ns
どちらかといえば賛成である	0.62 (1.24)	0.64 (1.44)	0.50 (1.90)	0.07 ns
どちらともいえない	-0.86 (1.48)	-0.60 (1.35)	-0.61 (1.73)	0.27 ns
どちらかといえば反対である	-0.34 (1.23)	-0.16 (1.11)	-0.25 (1.67)	0.12 ns
絶対に反対である	-0.31 (1.49)	-0.48 (1.87)	0.14 (1.84)	0.93 ns

次に、事前および事後で測定した5つの立場を5段階で重みづけした数値に（「尊厳死には絶対に賛成である」5点－「尊厳死には絶対に反対である」1点），それぞれの項目の点数を掛け（「尊厳死には絶対に反対である」5点に対して「かなりあてはまる（6）」の場合には $5 \times 6 = 30$ 点とする），総合的受容度得点を算出する。この総合的受容度得点の事後測定と事前測定の差を総合的受容度の変化得点（事後得点－事前得点）とした。この総合的受容度得点の平均（標準偏差）は、脅威大条件で1.65 (11.78)，脅威小条件で2.56 (15.52)，統制条件で1.25 (12.92)であり、1要因3水準の分散分析の結果、3条件間に有意差は全く認められなかった ($F(2,79)=0.07, ns$)。

また、尊厳死に対する事前の総合的受容度得点を共変量とし、総合的受容度の変化得点を従属変数とする共分散分析を行ったが、3条件間に有意差はみられなかった ($F(2,78)=1.32, ns$)。

考 察

本研究は、今城（1995）をもとに「禁止された諸立場の受容度の増大」というリアクタンス喚起の新たな測定指標の有用性をさらに拡張的に明らかにすることを目的とした。すなわち、「強制される諸立場の受容度」も「禁止された諸立場の受容度」と同様に測定し、受容度の変化を検討した。

しかし、本研究では、「強制される諸立場の受容度」「禁止された諸立場の受容度」のいずれにおいても、受容度の変化に関する条件間の差は認められず、リアクタンスの測定指標としての有用性を明らかにすることはできなかった。

本研究では、リアクタンスの主観的反応の敵意の部分ではリアクタンス喚起が検出されたが（仮説2一部支持）、その他の尊厳死に対する意見変化や受容度の変化ではリアクタンス喚起が検出されず（仮説1、3不支持）、リアクタンスが十分に喚起されたとは言い難い。その原因として、本研究ではリアクタンスの前提条件が十分に満たされていなかつたことが挙げられる。

今城（2002）によると、自由の期待と重要性はリアクタンス喚起の前提条件であり、これらのリアクタンス喚起の前提条件が満たされない場合、すなわち自由が期待されないかまたは重要でなければ、リアクタンスの喚起は小さい。本研究では、事前に測定した「話題重要性」の平均得点が7段階での3.63点と低く、話題をあまり重要とは考えていないかった。よって、尊厳死に賛成の立場とする自由の重要性が低く、リアクタンスの前提条件が満たされていないためにリアクタンス喚起が小さくなつたのであろう。小さいリアクタンス喚起の検出のしくさから、内面的反応レベルの送り手への敵意ではリアクタンス喚起が見られたが、外示的反応レベルの意見変化や受容度の変化ではリアクタンス喚起が見られない結果になったと考えられる。

今後の課題としては、リアクタンスに関する多様な測定が挙げられる。Brehm & Brehm（1981）によると、説得などの外的圧力は受け手に対してネガティブな影響だけでなく、ポジティブな影響もたらす。ネガティブな影響をもたらすものは、自由に対する脅威の認知から導かれるリアクタンス動機である。そしてポジティブな影響をもたらすものは、侵害圧力に追従したいという動機であり、これは追従動機と呼ばれている（深田、1997）。結果として表れる自由に対する侵害圧力による影響は、リアクタンス動機（のもたらすネガティブな影響）と追従動機（のもたらすポジティブな影響）の合成関数であるといえる（深田、1997）。これらのことから、説得によって生じるリアクタンス動機の影響のみを測定するのではなく、追従動機の影響も測定することで、被験者の心的過程を捉える必要があるだろう。

要 約

本研究では、心理的リアクタンスの指標である「禁止された立場の受容」と「強制された立場の受容」の有用性を検討した。本研究は、順態度的説得の脅威を扱った。被験者は、本実験に適切な大学生82名であり、脅威大条件と脅威小条件に無作為に配置された。また説得を行わない統制条件も設けた。実験手続きは次のとおりであった。（1）従属変数の事前測定、（2）脅威の操作と説得メッセージの提示、（3）従属変数の事後測定。主な従属変数は、尊厳死についての意見変化、尊厳死に関する諸立場の受容度の変化、リアクタンス喚起の主観的反応（送り手への敵意、禁止された行動の

魅力、自己支配感)であった。本研究での仮説は、(1)脅威大条件では脅威小条件に比べて唱導方向への意見変化が小さくなるであろう、(2)脅威大条件では脅威小条件に比べてリアクタンス喚起の主観的反応が大きくなるであろう、(3)脅威大条件では脅威小条件に比べて「強制された諸立場への受容度」は減少し、「禁止された諸立場の受容度」は増大するであろう、であった。しかし、実験結果では、送り手への敵意でのみ仮説が支持されるにとどまった。

引用文献

- Brehm, J. W. 1966 *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. 1981 *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- 深田博己 1997 心理的リアクタンス理論(2) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 46, 17-26.
- 今城周造 1995 禁止された立場の受容にリアクタンスが及ぼす効果:自由への脅威が態度と一致する場合に通常生じる効果は何か 社会心理学研究, 11, 75-83.
- 今城周造 2001 説得におけるリアクタンス効果の研究:自由侵害の社会心理学 北大路書房
- 今城周造 2002 説得への反発:心理的リアクタンス理論 深田博己(編著) 説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線— 北大路書房 Pp.329-371.